

質 疑 ・ 回 答 書

令和5年2月6日

発注番号	04TA-9	件 名	御殿山小倉線水路横断部道路整備工事
No.	質 疑 事 項	回	答
1	23号代価表の発泡スチロール設置【3交替】について、労務にかかる金額の掛け率の算出方法（計算式）をご教授ください。	No.2	のとおりです。
2	<p>23号代価表の発泡スチロール設置【3交替】について、3交替を計画する場合には、積算基準（赤本）PI-2-①-2、3には、以下の記載がございました。</p> <p>2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（実働時間8h＋休息时间1h）内は、基準額とする。</p> <p>その内、深夜部分（22h～5h）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。</p> <p>この記載から考えますと、例えば、</p> <p>①8時～17時 ②16時～1時 ③23時～8時</p> <p>の場合、以下の計算式が考えられます。</p> <p>①基準額（標準単価） ②基準額（標準単価）＋基準額×割増対象賃金比×0.25×3時間/8 ※3時間は、22時から翌1時より ③基準額（標準単価）＋基準額×割増対象賃金比×0.25×4時間/8 ※4時間は、1時から5時より ⇒上記①②③の合計÷3＝3交代1方の労務単価</p> <p>上記の考え方でよろしいでしょうか。ご教授ください。</p>	お示しのとおりです。 なお、各班の作業時間については監督職員との協議とします。	
3	<p>特記仕様書に記載の下記内容について。</p> <p>労務単価については、令和4年3月適用公共工事設計労務単価を採用している。</p> <p>と記載がありますが、工事着手は早く見ても令和5年4月以降になるかと思いますが、国が要請している賃上げの流れもあり、市役所としてもそれに伴い、令和5年</p>	公共工事設計労務単価の変動があった場合の取扱いについては、国からの関係通知を踏まえ対応を決定します。	

	3月の新労務単価へ変更の金額へ、本工事も適用していただけるのでしょうか。ご教授ください。	
4	<p>特記仕様書に記載の下記内容について。 材料・資材・機械リースの単価は令和4年10月の物価資料及び、令和4年度大阪府資材調査単価、令和4年度枚方市資材調査単価及び以下の単価を参考に計上している。</p> <p>と記載がありますが、工事着手は早く見ても令和5年4月以降になるかと思いますが、物価上昇の中、令和5年4月からも生コン・鉄筋・鋼材・その他材料の価格が上昇しますが、国はインフレスライドによって、適正金額への変更を行ってくれるのですが、市役所としてもそれに伴い、インフレスライドによって、上昇後の変更の金額へ、本工事も適用していただけるのでしょうか。ご教授ください。</p>	<p>工事材料の価格に著しい変動があった場合は、工事請負契約約款第25条第5項に基づき請負代金額の変更を請求できます。</p> <p>なお、同条第6項に基づく請求への対応については、国からの関係通知を踏まえ対応を決定します。</p>

枚方市 総務部 契約課

TEL : 072-841-1345、 FAX : 072-841-2015

E-mail 送付先 : keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp (工事)

keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp (委託)

keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp (物品)